

議案第25号

鳥栖市長の権限事務の委任規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年11月9日

鳥栖市教育委員会
教育長 佐々木 英利

(提案理由)

鳥栖市長の権限事務の委任規則の一部を改正したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第9号の規定によりこの案を提出する。

鳥栖市長の権限事務の委任規則の一部を改正する規則案の概要

1 改正の理由

鳥栖市勤労青少年ホームの用途廃止及び鳥栖市生涯学習センターの設置に伴い、規則を改正するもの

2 改正の内容

市長の権限に属する事務の一部のうち、教育委員会に委任する事項を次のとおり変更する。

(旧) 鳥栖市勤労青少年ホームの管理及び運営並びに使用料の徴収、減免及び還付に関すること。

(新) 鳥栖市生涯学習センターの管理及び運営並びに使用料の徴収、減免及び還付に関すること。

3 施行日

令和5年4月1日

鳥栖市長の権限事務の委任規則の一部を改正する規則

鳥栖市長の権限事務の委任規則（昭和57年規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(委任の範囲)</p> <p>第2条 教育委員会に対して委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>鳥栖市勤労青少年ホームの管理及び運営並びに使用料の徴収、減免及び還付に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>(委任の範囲)</p> <p>第2条 教育委員会に対して委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>鳥栖市生涯学習センターの使用料の徴収、減免及び還付に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

